

災害復旧・復興計画編

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金又は被害者の生活又は生業の維持、回復のための資金の確保等について必要な事項を定め、災害復旧の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第1部 災害復旧計画



災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図る。

第1節 実施責任者

市長及びその他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

第2節 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地滑り防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 下水道
- (8) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市施設災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 社会福祉施設災害復旧事業計画

7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

8 学校教育施設災害復旧事業計画

9 社会教育施設災害復旧事業計画

10 その他災害復旧事業計画

第3節 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び北海道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おむね災害復旧・復興計画資料1のとおりである。

第4節 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、市及び北海道は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第5節 市の援助制度

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、市が定める規定に基づき災害見舞金を支給する。

1 網走市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第23号）に基づく次の資金の支給又は貸付け（災害復旧・復興計画資料2）

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害障害見舞金の支給
- (3) 災害援護資金の貸付け

2 網走市災害見舞金の支給に関する規則（平成4年規則第12号）に基づく次の資金の支給又は貸付け（災害復旧・復興計画資料3）

- (1) 災害見舞金の支給

[災害復旧・復興計画資料1]事業別国庫負担等一覧

[災害復旧・復興計画資料2]網走市災害弔慰金の支給等に関する条例

[災害復旧・復興計画資料3]網走市災害見舞金の支給に関する規則